

労 専 資 料  
平成 26 年 5 月

和 経 協 労 働 ハ ン ド ブ ッ ク 要 約 編  
会 員 企 業 に お け る 労 働 諸 条 件

～平成 26 年版～

和 歌 山 県 経 営 者 協 会  
労 働 専 門 委 員 会

## 平成 26 年版・要約編

### はじめに

1. 和経協労働ハンドブック「基礎編」につきましては、毎年詳細なアンケートに会員各位のご協力を賜り、ご好評のうちに発刊しています。同ハンドブックは本会会員企業各社の“労働諸条件”を9項目にわたり集録しているものであり、130ページの内容の濃い冊子となっています。

このたび、基礎編のデータをもとに平均値等を分析した「労働ハンドブック要約編」の平成26年版を作成しましたので、各社の労務管理を行う上でお役に立てれば幸いに存じます。

2. 本書は本年3月下旬に発刊した「和経協労働ハンドブック・基礎編」の中から主要9項目を要約したもので、その項目は、次のとおりとなっています。

- ①労務構成 ②県内企業の実際支給賃金（高卒・大卒） ③諸手当
- ④時間外、休日、深夜労働、時間外深夜の割増率 ⑤労働時間 ⑥年間休日
- ⑦その他の休日制度 ⑧メンタルヘルスなど ⑨社宅

3. 最後になりましたが、「和経協労働ハンドブック」の作成にあたりましては、今後ともよろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年5月

和歌山県経営者協会 労働専門委員会  
委員長 松本卓也

# 目 次

<p>◇ 概 要…………… 1</p> <p>1. 労 務 構 成…………… 6              従業員数、組合員数、管理職数              平均勤続年数、平均年齢、平均扶養家族数</p> <p>2. 県内企業の実際支給賃金              ①高 卒 …………… 7              ②大 卒 …………… 13</p> <p>3. 諸 手 当…………… 18              家族手当、役付手当、通勤手当、食事手当              住宅手当</p> <p>4. 時間外、休日、深夜労働、              時間外深夜労働の割増率…………… 20</p>	<p>5. 労 働 時 間…………… 23</p> <p>6. 年 間 休 日…………… 25</p> <p>7. その他の休日制度…………… 26              半休制度、時間休制度</p> <p>8. メンタルヘルスなど…………… 28              メンタルヘルスケアの取り組み状況              休職制度</p> <p>9. 社宅…………… 30</p> <p style="text-align: center;">(参考) 最低賃金一覧表</p>
---	---

## 概 要

### 1. 労 務 構 成 [表1・6 ページ参照]

アンケートについて 58 社(県内本社 48 社、県外本社 10 社)から回答され、従業員数の合計は 16,602 人で、そのうち男性は 13,715 人(82.6%)、女性は 2,887 人(17.4%)である。労働組合(従業員会)がある 32 社の組合員数(従業員会加入数)の合計は 10,600 人(従業員数合計の 63.8%)で、そのうち男性 8,539 人(男性合計の 62.3%)、女性は 2,061 人(女性合計の 71.4%)である。管理職数の合計は 2,535 人(従業員数合計の 15.3%)で、そのうち男性 2,466 人(従業員数合計の 14.9%)、女性は 69 人(従業員数合計の 0.4%)である。

平均勤続年数は 14.6 年、平均年齢は 40.8 歳、平均扶養家族数は 1.2 人となっている。

### 2. 県内企業の実際支給賃金(平成 26 年昇給前)

40 歳の年収を業種別に見ると下記のようになる。(除、通勤手当、超過勤務手当) [表 2・7 ページ参照]

#### ① 高 卒

業 種	年収(千円)	業 種	年収(千円)
機械・金属	4,393	流 通	4,276
化学・石油	5,561	木 材	—
金 融	—	建 設	4,836
製紙・印刷	—	そ の 他	—
運 輸	3,893		
食 品	—	平 均	4,484

#### ② 大 卒

業 種	年収(千円)	業 種	年収(千円)
機械・金属	4,902	流 通	4,633
化学・石油	5,817	木 材	—
金 融	—	建 設	4,840
製紙・印刷	—	そ の 他	—
運 輸	4,400		
食 品	—	平 均	5,046

### 3. 諸 手 当

#### (1) 家族手当[表 3・18 ページ参照]

配偶者に対する家族手当の月平均は 11,209 円である。県内本社企業の月平均は 10,962 円、県外本社企業の月平均は 12,586 円であり、県外本社の平均の方が 1,624 円高い。最高支給額は 35,000 円、最低支給額は 1,500 円である。

第 1 子に対する平均は 4,309 円である。最高支給額は 21,000 円、最低支給額は 500 円であり企業により支給額は異なる。

(2) 役付手当 (県内本社企業) [表 4・18 ページ参照]

部長の平均役付手当額は月 90,346 円、部長代理 (次長) 73,391 円、課長 50,095 円、課長代理 35,650 円、係長 22,250 円、主任 15,460 円となっている。

(3) 通勤手当 [表 5・19 ページ参照]

交通機関を利用する場合、集計可能な 24 社中 21 社が「全額 (実費) 支給」と回答した。交通用具を利用する場合は、集計可能な 42 社中 39 社が「距離に応じて支給」と回答した。ただし、これらの企業の中にも上限を設けている企業が 27 社、その平均は 23,628 円であった。

(4) 食事手当 [表 6・19 ページ参照]

食事手当は、各社によりばらつきがみられるが、平均すると月額 4,554 円である。

(5) 住宅手当 (県内本社) [表 7・19 ページ参照]

世帯主・妻帯者の住宅手当は、各社ばらつきがあるが、平均月額 8,003 円、独立単身生計者は平均月額 6,459 円となっている。最高支給額は世帯主 15,000 円、独立単身生計者 13,500 円、最低支給額は世帯主 1,000 円、独立単身生計者 833 円である。

4. 時間外、休日、深夜労働、時間外深夜労働の割増率

(1) 時間外割増率 [表 8・20 ページ参照]

集計可能な 57 社をみると、法定割増率「125%」が 48 社 (84.2%) で最も多かった。県内本社企業 48 社のうち 45 社 (93.8%) が「125%」、県外本社企業 9 社では「125%」、「130%」が各 3 社 (各 33.3%) であった。

(2) 法定休日の出勤 [表 9・20 ページ参照]

集計可能な 54 社をみると、法定割増率「135%」が 48 社 (88.9%) で最も多かった。県内本社企業 45 社中 42 社 (93.3%) が「135%」、県外本社企業では 9 社のうち 6 社 (66.7%) が「135%」であった。

(3) 法定外休日の出勤 [表 10・21 ページ参照]

集計可能な 51 社をみると、法定割増率「125%」が 32 社 (62.7%) で最も多く、次いで「135%」が 13 社 (25.5%) で多かった。県内本社企業 42 社では、「125%」が 30 社 (71.4%)、県外本社企業 9 社では、「135%」が 4 社 (44.4%) であった。

(4) 深夜労働[表 11・21 ページ参照]

集計可能な 48 社をみると、法定割増率「125%」が 31 社 (64.6%) で最も多かった。県内本社企業 39 社では、「125%」が 28 社 (71.8%)、県外本社企業 9 社では「125%」が 3 社 (33.3%) であった。

(5) 時間外深夜労働[表 12・22 ページ参照]

集計可能な 48 社をみると、法定割増率「150%」が 37 社 (77.1%) で最も多く、最高の「174%」までかなりのバラツキがみられた。県内本社企業 41 社では、「150%」が 35 社 (85.4%)、県外本社企業 7 社では、「150%」が 2 社 (28.6%) であった。

5. 労働時間 (常日勤者) [表 13・23 ページ参照]

集計可能な 53 社をみると、1 日当り所定労働時間についての平均は、拘束 8 時間 48 分、実働 7 時間 44 分、休憩時間は 1 時間 4 分となっている。年間総労働時間については拘束 2,229.15 時間、実働 1,961.44 時間となっている。

県内本社企業 44 社の平均をみると、拘束 8 時間 50 分、実働 7 時間 44 分、休憩時間は 1 時間 6 分となっている。また、年間総労働時間については、拘束 2,242.32 時間、実働 1,972.03 時間となっている。

県外本社企業 9 社の平均をみると、拘束 8 時間 38 分、実働 7 時間 43 分、休憩時間は 55 分となっている。また、年間総労働時間については、拘束 2,141.33 時間、実働 1,908.52 時間となっている。

6. 年間休日 (常日勤者) [表 14・25 ページ参照]

集計可能な 57 社の平均年間休日数は 112.4 日で、最高日数は 146 日、最低日数は 87 日となっている。県内本社企業 47 社の平均は 111.2 日で、最高日数は 146 日、最低日数は 87 日であり、県外本社企業 10 社については、平均は 118.2 日、最高日数は 124 日、最低日数は 100 日となっている。

7. その他の休日制度

(1) 半休制度の有無[表 15・26 ページ参照]

集計可能な 57 社をみると、37 社 (64.9%) が「有」であった。県内本社企業 47 社では 30 社 (63.8%) が「有」で、県外本社企業 10 社では 7 社 (各 70.0%) が「有」であった。

(2) 半休制度の定義[表 16・26 ページ参照]

上記 (1) で「有」と回答した 37 社をみると、32 社 (86.5%) が「午前・午後」、5 社が「所定労働時間の 1/2」であった。県内本社企業では 25 社 (83.3%) が「午前・午後」で、県外本社企業 7 社では全社が「午前・午後」であった。

(3) 半休制度の上限取得日数[表 17・27 ページ参照]

集計可能な 35 社をみると、「無」が 17 社 (48.6%) で最も多かった。県内本社企業 28 社では、「無」が 15 社 (53.6%) で最も多く、県外本社企業 7 社では「無」、「24 日」が各 2 社 (各 28.6%) であった。

(4) 時間休制度の有無[表 18・27 ページ参照]

集計可能な 57 社をみると、55 社 (96.5%) が「無」であった。県内本社企業 47 社では 45 社 (95.7%) が「無」であった。

## 8. メンタルヘルスなど

(1) メンタルヘルスケアの取り組み状況[表 19・28 ページ参照]

集計可能な 57 社のうち「無」と回答した企業は「社内・外のメンタルヘルスケア専用窓口の設置」で 36 社 (63.2%)、「労働者のストレス状況などについての調査など」で 47 社 (82.5%)、「保健センターなどを活用したメンタルヘルスケアの実施」47 社 (82.5%)、「医療機関などを活用したメンタルヘルスケアの実施」で 49 社 (86.0%)、「メンター制度の有無」53 社 (93.0%) となっている。

(2) 休職制度 (私傷病による休職)

① 休職期間[表 20・29 ページ参照]

勤続年数「1 年未満」では休職期間「1~3 ヶ月」が 24 社 (53.3%) で最も多かった。勤続年数「~5 年未満」、「~10 年未満」、「10 年以上」では休職期間「7~12 ヶ月」が最も多く、それぞれ、17 社 (41.5%)、14 社 (34.1%)、15 社 (39.5%) であった。

② 雇用保障期間 (欠勤+休職期間) [表 21・29 ページ参照]

勤続年数「1 年未満」では雇用保障期間「4~6 ヶ月」が 14 社 (41.2%)、勤続年数「~5 年未満」では雇用保障期間「7~12 ヶ月」が 13 社 (41.2%) で最も多かった。「~10 年未満」では雇用保障期間「7~12 ヶ月」及び「13~18 ヶ月」が各 10 社 (31.3%)、「10 年以上」では雇用保障期間「13~18 ヶ月」が 12 社 (41.4%) で最も多かった。

## 9. 社宅

### (1) 社宅の有無[表 22・30 ページ参照]

集計可能な 57 社をみると、35 社 (61.4%) が「無」であった。県内本社企業 47 社では 33 社 (70.2%) が「無」で、県外本社企業 10 社では 8 社 (80.0%) が「有」であった。

### (2) 社宅の区分[表 23・30 ページ参照]

集計可能な 22 社のうち「社有・借り上げ」が 10 社 (45.5%) で最も多く、次いで「借り上げ」8 社、「社有」4 社となっている。県内本社企業 14 社では「借り上げ」が 6 社 (42.9%) で最も多く、次いで「社有・借り上げ」5 社、「社有」3 社となっている。県外本社企業 8 社では「社有・借り上げ」が 5 社 (62.5%) で最も多く、次いで「借り上げ」2 社、「社有」1 社となっている。



1. 労務構成 [表1]

( )内は社数

	従業員数 [人]			組合員数 [人]		
	男	女	合計	男	女	合計
計	13,715	2,887	16,602 (58)	8,539	2,061	10,600 (32)
県内本社	7,526	2,532	10,058 (48)	4,364	1,883	6,247 (24)
県外本社	6,189	355	6,544 (10)	4,175	178	4,353 (8)

	管理職数 [人]			平均勤続年数 [年]	平均年齢 [歳]	平均扶養家族数 [人]
	男	女	合計			
平均	2,466	69	2,535 (52)	14.6 (57)	40.8 (57)	1.2 (50)
県内本社	2,114	67	2,181 (43)	14.1 (48)	41.0 (48)	1.2 (41)
県外本社	352	2	354 (9)	17.0 (9)	39.8 (9)	1.4 (9)

## 2. 県内企業の実際支給賃金 [表2]

### ① 高卒（常日勤）

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間)②	①×12+②計(円) (年報酬)	月間平均超過勤務時間(h)
A 機械・ 鉄鋼・ 金属	18歳（初任給）	159,879	262,985	2,181,533	7.4
	22歳（独身）	173,076	581,718	2,658,630	8.8
	25歳（"）	182,304	571,800	2,759,448	8.3
	30歳（配偶者+子供2人）	208,962	706,243	3,213,787	11.4
	35歳（"）	249,530	790,466	3,784,826	13.5
	40歳（"）	287,280	945,815	4,393,175	14.7
	45歳（"）	307,411	970,388	4,659,320	14.3
	50歳（"）	345,604	1,087,066	5,234,314	17.5
	55歳（"）	310,481	1,038,933	4,764,705	28.6
B 化学・ 石油・ 電力	18歳（初任給）	161,830	477,744	2,419,704	5.4
	22歳（独身）	190,174	864,080	3,146,168	7.9
	25歳（"）	207,228	950,384	3,437,120	9.1
	30歳（配偶者+子供2人）	263,720	1,157,148	4,321,788	10.4
	35歳（"）	299,155	1,401,801	4,991,661	10.4
	40歳（"）	334,256	1,549,943	5,561,015	8.3

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間)②	①×12+②計(円) (年報酬)	月間平均超過 勤務時間(h)
B 化学・石油	45歳 ( " )	382,762	1,634,520	6,227,664	11.3
	50歳 ( " )	410,740	1,891,745	6,820,625	11.6
	55歳 ( " )	429,622	1,985,693	7,141,157	9.1
C 金融	45歳 (配偶者+子供2人)	—	—	—	—
	55歳 ( " )	—	—	—	—
D 製紙・紙器・印刷	18歳 (初任給)	145,967	—	—	24.8
	22歳 (独身)	152,250	—	—	21.3
	25歳 ( " )	167,717	—	—	27.2
	30歳 (配偶者+子供2人)	208,217	—	—	37.2
	35歳 ( " )	212,133	—	—	24.8
	40歳 ( " )	245,200	—	—	38.8
	45歳 ( " )	255,050	—	—	27.5
	50歳 ( " )	269,733	—	—	34.2
E 運輸	55歳 ( " )	303,467	—	—	27.2
	18歳 (初任給)	155,220	337,131	2,199,771	26.0
	22歳 (独身)	171,470	565,635	2,623,275	32.7
	25歳 ( " )	178,872	676,363	2,822,827	30.0

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間) ②	①×12+② 計 (円) (年報酬)	月間平均超過 勤務時間(h)
E 運輸	30歳 (配偶者+子供2人)	210,925	735,686	3,266,786	26.5
	35歳 ( " )	238,364	821,631	3,681,999	25.0
	40歳 ( " )	249,602	897,836	3,893,060	25.5
	45歳 ( " )	263,224	1,075,609	4,234,297	31.3
	50歳 ( " )	303,300	1,093,384	4,732,984	20.0
	55歳 ( " )	306,247	1,168,316	4,843,280	17.8
F 食品	18歳 (初任給)	161,182	—	—	—
	22歳 (独身)	178,240	—	—	—
	25歳 ( " )	193,072	—	—	—
	30歳 (配偶者+子供2人)	243,027	—	—	—
	35歳 ( " )	284,400	—	—	—
	40歳 ( " )	335,971	—	—	—
G 流通	45歳 ( " )	376,115	—	—	—
	50歳 ( " )	418,134	—	—	—
	55歳 ( " )	440,924	—	—	—
	18歳 (初任給)	158,500	540,000	2,442,000	20.0
22歳 (独身)	167,000	355,000	2,359,000	20.0	

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間)②	①×12+②計(円) (年報酬)	月間平均超過 勤務時間(h)
流通	25歳 ( " )	191,000	620,000	2,912,000	20.0
	30歳 (配偶者+子供2人)	197,500	470,000	2,840,000	20.0
	35歳 ( " )	218,500	520,000	3,142,000	20.0
	40歳 ( " )	272,200	1,010,000	4,276,400	26.3
	45歳 ( " )	298,477	1,032,000	4,613,724	10.0
	50歳 ( " )	311,955	868,667	4,612,127	20.4
	55歳 ( " )	341,000	1,120,000	5,212,000	20.0
木材	18歳 (初任給)	—	—	—	—
	22歳 (独身)	—	—	—	—
	25歳 ( " )	—	—	—	—
	30歳 (配偶者+子供2人)	—	—	—	—
	35歳 ( " )	—	—	—	—
	40歳 ( " )	—	—	—	—
	45歳 ( " )	—	—	—	—
	50歳 ( " )	—	—	—	—
	55歳 ( " )	—	—	—	—

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間)②	①×12+②計(円) (年報酬)	月間平均超過勤務時間(h)
J 建設	18歳(初任給)	170,000	269,000	2,309,000	12.7
	22歳(独身)	192,600	595,000	2,906,200	20.2
	25歳(〃)	223,300	656,550	3,336,150	20.2
	30歳(配偶者+子供2人)	269,300	810,050	4,041,650	20.2
	35歳(〃)	288,800	968,300	4,433,900	20.2
	40歳(〃)	313,300	1,076,550	4,836,150	17.7
	45歳(〃)	347,800	1,209,800	5,383,400	17.7
	50歳(〃)	377,300	1,318,050	5,845,650	17.7
K その他	55歳(〃)	401,800	1,426,300	6,247,900	2.7
	22歳(独身)	—	—	—	—
	25歳(〃)	—	—	—	—
	40歳(配偶者+子供2人)	—	—	—	—
	45歳(〃)	—	—	—	—

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間) ②	①×12+② 計 (円) (年報酬)	月間平均超過 勤務時間(h)
平均	18歳 (初任給)	158,152	360,566	2,258,390	11.5
	22歳 (独身)	175,341	593,232	2,697,324	15.3
	25歳 (〃)	192,783	685,566	2,998,962	18.0
	30歳 (配偶者+子供2人)	226,675	790,112	3,510,212	18.6
	35歳 (〃)	258,873	898,247	4,004,723	16.3
	40歳 (〃)	286,748	1,043,543	4,484,519	19.9
	45歳 (〃)	318,000	1,127,361	4,943,361	19.0
	50歳 (〃)	343,881	1,222,594	5,349,166	19.0
	55歳 (〃)	356,848	1,312,194	5,594,370	15.5

注) 1. 集計は単純平均による。

2. 「一」はサンプル数が1社もしくは報告がなかったため表記せず。但し、平均には含む。

3. この集計をもって和歌山県の平均とは言えません。目安としてご利用下さい。

② 大卒（常日勤）

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間)②	①×12+②計(円) (年報酬)	月間平均超過 勤務時間(h)
A 機械・ 鉄鋼・ 金属	22歳（初任給）	191,954	329,891	2,633,339	18.2
	25歳（独身）	198,220	544,849	2,923,489	18.9
	30歳（配偶者+子供2人）	228,526	731,475	3,473,787	20.0
	35歳（"）	286,543	919,417	4,357,933	19.3
	40歳（"）	315,686	1,114,336	4,902,568	23.6
	45歳（"）	354,976	1,266,752	5,526,464	30.3
	50歳（"）	337,754	1,056,737	5,109,785	21.3
	55歳（"）	370,816	1,289,075	5,738,867	20.0
B 化学・ 石油・ 電力	22歳（初任給）	201,510	648,528	3,066,648	9.7
	25歳（独身）	215,745	898,076	3,487,016	11.6
	30歳（配偶者+子供2人）	256,258	1,016,150	4,091,246	12.9
	35歳（"）	310,115	1,309,360	5,030,740	12.9
	40歳（"）	347,596	1,646,263	5,817,415	10.3
	45歳（"）	390,022	1,582,538	6,262,802	15.4
	50歳（"）	434,319	1,806,815	7,018,643	15.4
	55歳（"）	439,947	1,843,154	7,122,518	14.1



業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間)②	①×12+②計(円) (年報酬)	月間平均超過 勤務時間(h)
金 融	22歳(初任給)	—	—	—	—
	25歳(独身)	—	—	—	—
	30歳(配偶者+子供2人)	—	—	—	—
	35歳(〃)	—	—	—	—
	40歳(〃)	—	—	—	—
	45歳(〃)	—	—	—	—
	50歳(〃)	—	—	—	—
	55歳(〃)	—	—	—	—
D 製紙・ 紙器・ 印刷	22歳(初任給)	174,967	—	—	30.8
	25歳(独身)	180,150	—	—	27.2
	30歳(配偶者+子供2人)	220,200	—	—	21.8
	35歳(〃)	267,300	—	—	21.3
	40歳(〃)	292,500	—	—	21.3
	45歳(〃)	266,525	—	—	21.3
	50歳(〃)	278,100	—	—	42.8
	55歳(〃)	266,600	—	—	22.5

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間)②	①×12+②計(円) (年報酬)	月間平均超過 勤務時間(h)
E 運輸	22歳(初任給)	187,413	368,044	2,617,000	20.7
	25歳(独身)	198,803	539,363	2,924,999	26.0
	30歳(配偶者+子供2人)	232,495	586,861	3,376,801	30.0
	35歳(〃)	244,700	682,191	3,618,591	22.3
	40歳(〃)	284,870	981,967	4,400,407	30.5
	45歳(〃)	303,507	919,044	4,561,128	17.0
	50歳(〃)	381,500	1,129,833	5,707,833	30.0
	55歳(〃)	388,240	1,274,500	5,933,380	30.0
F 食品	22歳(初任給)	182,340	—	—	—
	25歳(独身)	197,172	—	—	—
	30歳(配偶者+子供2人)	249,427	—	—	—
	35歳(〃)	286,050	—	—	—
	40歳(〃)	346,096	—	—	—
	45歳(〃)	393,529	—	—	—
	50歳(〃)	439,468	—	—	—
	55歳(〃)	461,797	—	—	—

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間)②	①×12+②計(円) (年報酬)	月間平均超過 勤務時間(h)
G 流 通	22歳(初任給)	182,863	422,500	2,616,856	23.2
	25歳(独身)	187,292	683,500	2,931,004	18.0
	30歳(配偶者+子供2人)	233,325	804,000	3,603,900	27.8
	35歳(〃)	263,383	907,333	4,067,929	20.7
	40歳(〃)	298,293	1,054,000	4,633,516	20.7
	45歳(〃)	355,040	1,245,667	5,506,147	25.8
	50歳(〃)	342,280	981,000	5,088,360	17.5
	55歳(〃)	328,056	1,074,000	5,010,672	18.3
H 木 材	35歳(配偶者+子供2人)	—	—	—	—
	40歳(〃)	—	—	—	—
	50歳(〃)	—	—	—	—
J 建 設	22歳(初任給)	199,000	310,000	2,698,000	17.7
	25歳(独身)	228,200	629,950	3,368,350	20.2
	30歳(配偶者+子供2人)	274,200	753,450	4,043,850	20.2
	35歳(〃)	293,700	866,700	4,391,100	20.2
	40歳(〃)	319,200	1,009,950	4,840,350	17.7
	45歳(〃)	354,200	1,118,200	5,368,600	17.7

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与(円) (除通勤手当・超過勤務手当)①	賞与・一時金(円) (年間)②	①×12+② 計(円) (年報酬)	月間平均超過 勤務時間(h)
J 建設	50歳 ( " )	384,700	1,251,450	5,867,850	17.7
	55歳 ( " )	409,200	1,359,700	6,270,100	2.7
K その他	22歳 ( 初任給 )	—	—	—	—
	35歳 ( 配偶者+子供2人 )	—	—	—	—
	45歳 ( " )	—	—	—	—
	55歳 ( " )	—	—	—	—

平 均	22歳 ( 初任給 )	191,345	444,618	2,740,758	17.6
	25歳 ( 独身 )	201,516	653,452	3,071,644	18.9
	30歳 ( 配偶者+子供2人 )	244,166	787,878	3,717,870	19.7
	35歳 ( " )	277,954	914,574	4,250,022	17.9
	40歳 ( " )	321,141	1,193,283	5,046,975	18.2
	45歳 ( " )	343,324	1,189,996	5,309,884	21.1
	50歳 ( " )	380,286	1,260,520	5,823,952	19.9
	55歳 ( " )	371,041	1,323,701	5,776,193	15.4

注) 1. 集計は単純平均による。

2. 「—」はサンプル数が1社もしくは報告がなかったため表記せず。但し、平均には含む。

3. この集計をもって和歌山県の平均とは言えません。目安としてご利用下さい。

### 3. 諸 手 当

(1) 家族手当 [表3]

単位…円、( )内は社数

	平均	最高	最低	県内本社			県外本社		
				平均	最高	最低	平均	最高	最低
配偶者	11,209 (46)	35,000	1,500	10,962 (39)	35,000	1,500	12,586 (7)	23,500	4,000
第1子	4,309 (46)	21,000	500	4,315 (40)	21,000	500	4,267 (6)	9,000	1,500
第2子	3,798 (46)	10,000	500	3,753 (40)	10,000	500	4,100 (6)	9,000	1,500
第3子	3,621 (39)	10,000	500	3,533 (33)	10,000	500	4,100 (6)	9,000	1,500

(2) 役付手当 (県内本社) [表4]

単位…円、( )内は社数

部 長	部長代理 (次長)	課 長	課長代理	係 長	主 任
(24) 90,346	(24) 73,391	(31) 50,095	(21) 35,650	(26) 22,250	(25) 15,460

(3) 通勤手当 [表5]

イ. 交通機関利用

単位…社

全額(実費) 支給	一定額まで支給し、 それを超える部分は 1/2支給	一定額まで支給し、 それを超える部分は 個人負担
21	1	1

ロ. 交通用具利用

距離に応じて支給	実費支給
39	3

ハ. 限度額

月 額 (平均)
(27) 23,628円 [5,500~50,000円]

分布状況	~10,000円未満	~20,000円未満	~30,000円未満	~40,000円未満	40,000円以上
社 数	6	8	4	4	5

(4) 食事手当 [表6]

( ) は社数

日 額 (平均)	月 額 (平均)
(4) 630円 [220~1,340円]	(6) 4,554円 [2,500~8,000円]

(5) 住宅手当 (県内本社) [表7]

( ) は社数

世帯主・妻帯者等 (平均)	独立単身生計者 (平均)
(17) 8,003円 [1,000~15,000円]	(15) 6,459円 [833~13,500円]

#### 4. 時間外、休日、深夜労働、時間外深夜労働の割増率

##### (1) 時間外割増 [表8]

###### ① 全体

割増率	125%	127%	128%	130%	131%	135%	計
社数	48 (84.2%)	2	1	4	1	1	57

###### ② 県内本社

割増率	125%	128%	130%	135%	計
社数	45 (93.8%)	1	1	1	48

###### ③ 県外本社

割増率	125%	127%	130%	131%	計
社数	3 (33.3%)	2	3 (33.3%)	1	9

##### (2) 法定休日出勤 [表9]

###### ① 全体

割増率	135%	136%	140%	145%	150%	計
社数	48 (88.9%)	1	2	1	2	54

###### ② 県内本社

割増率	135%	140%	150%	計
社数	42 (93.3%)	1	2	45

###### ③ 県外本社

割増率	135%	136%	140%	145%	計
社数	6 (66.7%)	1	1	1	9

(3)法定外休日 [表10]

① 全 体

割増率	125%	130%	135%	140%	145%	150%	計
社 数	32 (62.7%)	2	13	2	1	1	51

② 県内本社

割増率	125%	130%	135%	140%	150%	計
社 数	30 (71.4%)	1	9	1	1	42

③ 県外本社

割増率	125%	130%	135%	140%	145%	計
社 数	2	1	4 (44.4%)	1	1	9

(4)深夜労働 [表11]

① 全 体

割増率	125%	128%	130%	133%	135%	140%	143%	150%	計
社 数	31 (64.6%)	1	4	1	3	4	1	3	48

② 県内本社

割増率	125%	128%	130%	135%	140%	150%	計
社 数	28 (71.8%)	1	2	3	2	3	39



③ 県外本社

割増率	125%	130%	133%	140%	143%	計
社数	3 (33.3%)	2	1	2	1	9

(5) 時間外深夜労働 [表12]

① 全体

割増率	150%	152%	153%	155%	160%	167%	168%	170%	174%	計
社数	37 (77.1%)	1	1	1	3	1	1	2	1	48

② 県内本社

割増率	150%	153%	155%	160%	168%	170%	計
社数	35 (85.4%)	1	1	2	1	1	41

③ 県外本社

割増率	150%	152%	160%	167%	170%	174%	計
社数	2 (28.6%)	1	1	1	1	1	7

5. 労働時間（常日勤者） [表13]

① 平均

( )は、社数

	1日当り所定労働時間			年間総労働時間 (h)	
	拘束	実働	休憩	拘束	実働
全 体	(53) 8 時間 48 分	(53) 7 時間 44 分	(53) 1 時間 4 分	(46) 2, 229. 15	(48) 1, 961. 44
県内本社	(44) 8 時間 50 分	(44) 7 時間 44 分	(44) 1 時間 6 分	(40) 2, 242. 32	(40) 1, 972. 03
県外本社	(9) 8 時間 38 分	(9) 7 時間 43 分	(9) 55 分	(6) 2, 141. 33	(8) 1, 908. 52

② 業種別（県内本社）

( )は、社数

業種	1日当り所定労働時間			年間総労働時間 (h)	
	拘束	実働	休憩	拘束	実働
機械・金属	(8) 8 時間 53 分	(8) 7 時間 50 分	(8) 1 時間 3 分	(8) 2, 250. 60	(8) 1, 980. 81
化学・石油	(9) 8 時間 37 分	(9) 7 時間 36 分	(9) 1 時間 1 分	(8) 2, 144. 88	(8) 1, 888. 75
金 融	(1) 8 時間 40 分	(1) 7 時間 40 分	(1) 1 時間 0 分		
紙器・印刷	(2) 9 時間 0 分	(2) 7 時間 53 分	(2) 1 時間 7 分	(2) 2, 308. 50	(2) 2, 019. 75
運 輸	(8) 9 時間 24 分	(8) 8 時間 3 分	(8) 1 時間 21 分	(8) 2, 390. 25	(8) 2, 054. 88
食 品	(2) 8 時間 40 分	(2) 7 時間 40 分	(2) 1 時間 0 分	(2) 2, 286. 50	(2) 2, 022. 50
流 通	(6) 8 時間 44 分	(6) 7 時間 40 分	(6) 1 時間 4 分	(6) 2, 198. 00	(6) 1, 972. 58

業種	1日当り所定労働時間			年間総労働時間 (h)	
	拘束	実働	休憩	拘束	実働
木 材	(2) 9 時間 0 分	(2) 7 時間 40 分	(2) 1 時間 20 分	(1) 2,394.00	(1) 2,222.00
建 設	(2) 9 時間 0 分	(2) 8 時間 0 分	(2) 1 時間 0 分	(2) 2,210.00	(2) 1,950.00
そ の 他	(4) 8 時間 13 分	(4) 7 時間 13 分	(4) 1 時間 0 分	(3) 2,071.67	(3) 1,814.50

③ 業種別 (県外本社)

( )は、社数

業種	1日当り所定労働時間			年間総労働時間 (h)	
	拘束	実働	休憩	拘束	実働
機械・金属	(3) 8 時間 31 分	(3) 7 時間 46 分	(3) 45 分	(1) 2,105.66	(2) 1,910.58
化学・石油	(3) 8 時間 30 分	(3) 7 時間 30 分	(3) 1 時間 0 分	(3) 2,079.78	(3) 1,838.33
紙器・印刷	(1) 8 時間 45 分	(1) 7 時間 45 分	(1) 1 時間 0 分	(1) 2,118.00	(1) 1,876.00
運 輸	(1) 9 時間 0 分	(1) 8 時間 0 分	(1) 1 時間 0 分	(1) 2,385.00	(2) 2,028.00
そ の 他	(1) 9 時間 0 分	(1) 8 時間 0 分	(1) 1 時間 0 分		

## 6. 年間休日(常日勤者) [表14]

① 全体 ( ) は、社数

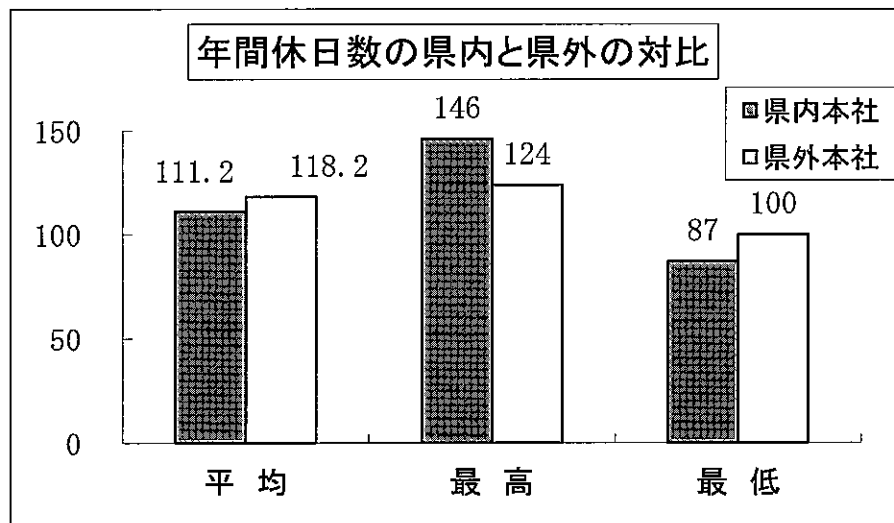
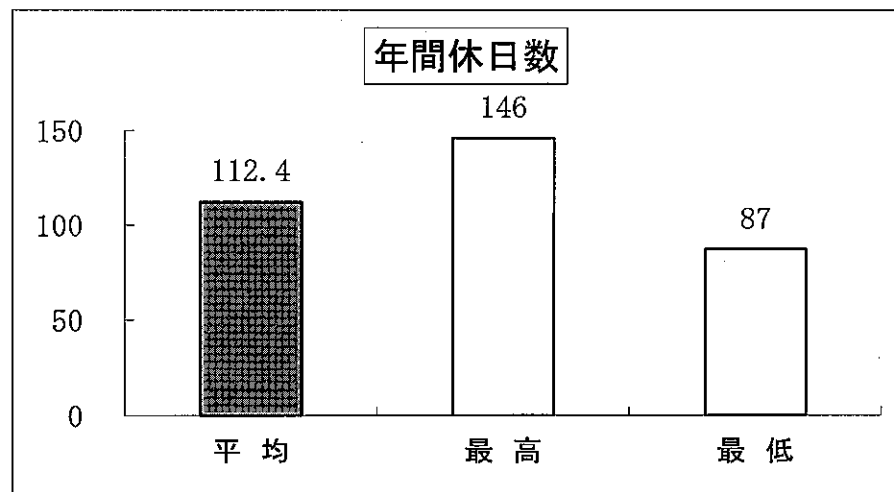
平均	最高	最低
112.4日 (57)	146日	87日

② 県内本社

平均	最高	最低
111.2日 (47)	146日	87日

③ 県外本社

平均	最高	最低
118.2 (10)	124日	100日



## 7. その他の休日制度

### (1) 半休制度の有無 [表15]

#### ① 全体

	有	無	計
社数	37 (64.9%)	20	57

#### ② 県内本社

	有	無	計
社数	30 (63.8%)	17	47

#### ③ 県外本社

	有	無	計
社数	7 (70.0%)	3	10

### (2) 半休制度の定義 [表16]

#### ① 全体

	午前・午後	所定労働時間の1/2	計
社数	32 (86.5%)	5	37

#### ② 県内本社

	午前・午後	所定労働時間の1/2	計
社数	25 (83.3%)	5	30

#### ③ 県外本社

	午前・午後	所定労働時間の1/2	計
社数	7 (100.0%)	0	7

(3) 半休制度の上限取得日数 [表17]

① 全体

	2日	5日	10日	12日	24日	30日	40日	無	計
社数	1	6	3	1	2	1	4	17	35

② 県内本社

	2日	5日	10日	12日	40日	無	計
社数	1	5	3	1	3	15	28

③ 県外本社

	5日	24日	30日	40日	無	計
社数	1	2	1	1	2	7

(4) 時間休制度の有無 [表18]

① 全体

	有	無	計
社数	2	55 (96.5%)	57

② 県内本社

	有	無	計
社数	2	45 (95.7%)	47

## 8. メンタルヘルスなどについて

### (1)メンタルヘルスケアの取り組み状況 [表19]

#### ① 全 体

単位…社

	社内・外のメンタルヘルスケア専用窓口の設置	労働者のストレス状況などについての調査など	保健センターなどを活用したメンタルヘルスケアの実施	医療機関などを活用したメンタルヘルスケアの実施	メンター制度の有無
有	21	10	10	8	4
無	36	47	47	49	53

#### ② 県内本社

単位…社

	社内・外のメンタルヘルスケア専用窓口の設置	労働者のストレス状況などについての調査など	保健センターなどを活用したメンタルヘルスケアの実施	医療機関などを活用したメンタルヘルスケアの実施	メンター制度の有無
有	15	5	6	6	1
無	32	42	41	41	46

#### ③ 県外本社

単位…社

	社内・外のメンタルヘルスケア専用窓口の設置	労働者のストレス状況などについての調査など	保健センターなどを活用したメンタルヘルスケアの実施	医療機関などを活用したメンタルヘルスケアの実施	メンター制度の有無
有	6	5	4	2	3
無	4	5	6	8	7

(2) 休職制度(私傷病による休職)

①. 休職期間 [表20]

単位…社

休職期間 勤続年数	休職期間						合計
	1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～12ヶ月	13～18ヶ月	19～24ヶ月	25ヶ月以上	
1年未満	24	9	7	5			45
～5年未満	10	8	17	4	1	1	41
～10年未満	5	11	14	5	5	1	41
10年以上	3	6	15	7	4	3	38

②. 雇用保障期間 [表21]

単位…社

雇用保障期間 勤続年数	雇用保障期間						合計
	1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～12ヶ月	13～18ヶ月	19～24ヶ月	25ヶ月以上	
1年未満	6	14	7	3	4		34
～5年未満	1	7	13	6	4	1	32
～10年未満	1	4	10	10	3	4	32
10年以上	1		9	12	2	5	29



## 9. 社宅

### (1) 社宅の有無 [表22]

#### ① 全体

	有	無	計
社数	22	35 (61.4%)	57

#### ② 県内本社

	有	無	計
社数	14	33 (70.2%)	47

#### ③ 県外本社

	有	無	計
社数	8 (80.0%)	2	10

### (2) 区分 [表23]

#### ① 全体

	社有	借り上げ	社有・ 借り上げ	計
社数	4	8	10	22

#### ② 県内本社

	社有	借り上げ	社有・ 借り上げ	計
社数	3	6	5	14

#### ③ 県外本社

	社有	借り上げ	社有・ 借り上げ	計
社数	1	2	5	8

(3) 社有の場合の使用料 [表24]

① 一般社員独身者

	～5,000円未満	～10,000円未満	～20,000円未満	～30,000円未満	～40,000円未満	40,000円以上	計
社数	1	3	4	0	1	0	9

② 課長級単身赴任者

	～5,000円未満	～10,000円未満	～20,000円未満	～30,000円未満	～40,000円未満	40,000円以上	計
社数	0	3	2	0	1	0	6

③ 一般社員（配偶者、子供2人）

	～5,000円未満	～10,000円未満	～20,000円未満	～30,000円未満	～40,000円未満	40,000円以上	計
社数	1	2	2	0	2	1	8

④ 課長級（配偶者、子供2人）

	～5,000円未満	～10,000円未満	～20,000円未満	～30,000円未満	～40,000円未満	40,000円以上	計
社数	0	2	3	0	0	1	6

(4) 借り上げの場合の使用料 [表25]

① 一般社員独身者

	～5,000円未満	～10,000円未満	～20,000円未満	～30,000円未満	～40,000円未満	40,000円以上	計
社数	2	4	2	2	0	1	11

② 課長級単身赴任者

	～5,000円未満	～10,000円未満	～20,000円未満	～30,000円未満	～40,000円未満	40,000円以上	計
社数	1	3	3	1	0	3	11

③ 一般社員（配偶者、子供2人）

	～5,000円未満	～10,000円未満	～20,000円未満	～30,000円未満	～40,000円未満	40,000円以上	計
社数	0	0	4	2	0	3	9

④ 課長級（配偶者、子供2人）

	～5,000円未満	～10,000円未満	～20,000円未満	～30,000円未満	～40,000円未満	40,000円以上	計
社数	0	0	4	1	0	4	9

(参考)

## 最低賃金一覧表

和歌山労働局賃金室

最低賃金の名称		時間額	効力発生の日	適用される労働者の範囲
地域別最低賃金	和歌山県最低賃金	701円	H25.10.19	和歌山県最低賃金は和歌山県内の事業所で働く全ての労働者に適用される。但し、下欄に掲げる産業別最低賃金の適用を受ける労働者は該当する産業別最低賃金が適用される。
産業別最低賃金	和歌山県鉄鋼業最低賃金	818円	H25.12.30	和歌山県の地域内で鉄鋼業(鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者。
	和歌山県百貨店総合スーパー最低賃金	754円	H25.12.30	和歌山県の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者。
	次に該当するものについては、産業別最低賃金の適用から除外され和歌山県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付け業務に主として従事する者			

(注1)最低賃金は常用労働者のみでなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されます。

(注2)最低賃金の賃金には、次に該当する賃金、手当は算入されません。

- ・臨時に支払われる賃金
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ・時間外、休日、深夜労働に対する割増賃金
- ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(注3)最低賃金額と対象となる賃金額との比較は

- ① 時間給の場合 時間給  $\geq$  最低賃金額
- ② 日給の場合 日給  $\div$  1日所定労働時間  $\geq$  最低賃金額
- ③ ①, ②以外(週給・月給等)の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較します。

月給制の場合は、次のような計算式を用いて計算します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12\text{ヶ月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額}$$

# 和経協労働ハンドブック要約編

～平成26年版～

発行 和歌山県経営者協会

〒640-8152 和歌山市十番丁19番地 Wajima 十番丁3階

電話 073-431-7376

FAX 073-422-0416